旭川市告示第５５６号

次の書類の送達に当たり、送達することが困難なため、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２（国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第７８条において準用する場合を含む。）及び旭川市税条例（昭和４３年旭川市条例第２０号）第７条（旭川市国民健康保険条例（昭和３４年旭川市条例第５号）第２２条において準用する場合を含む。）の規定により公示送達する。

なお、送達すべき書類は本市において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和８年１１月１３日

旭川市長　今　津　寛　介

１　書類通知年月日及び帳票整理番号

別紙のとおり

２　書類の交付場所

旭川市行財政改革部（問合せ先　税制課）

３　送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙

公示送達リスト

通知年月日	帳票整理番号	氏名
令和8年10月23日	136208	伊井　達彦
令和8年10月28日	138084（138081を含む。）	伊井　達彦